

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|--|--|---|------------------------|--|-----|----|------|------|-------|-------|---------|---------|--------|--------|
| <p>右の者は教育職員免許法施行法第二条の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）（専修）（一種）（二種）免許状を授与する。</p> <p>（記）</p> <p>年 月 日</p> <p>授与権者 印</p> <p>（番号）</p> <p>授与条件</p> <p>備考 免許法施行規則別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。 （教員資格認定試験規程の一部改正）</p> <p>第三条 教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">改 正 後</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">改 正 前</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十六条第一項の規定による教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）については、この省令の定めるところによる。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十六条の二第一項の規定による教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）については、この省令の定めるところによる。</p> </td> </tr> </table> | 改 正 後 | 改 正 前 | <p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十六条第一項の規定による教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）については、この省令の定めるところによる。</p> | <p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十六条の二第一項の規定による教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）については、この省令の定めるところによる。</p> | <p>（イ）単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の名称</p> <p>（ウ）学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関（学部、学科等を含む）の名称、卒業又は修了の年月日</p> <p>（エ）教員資格認定試験の合格を条件とするものについては、その実施機関、合格証書の番号及び年月日</p> <p>（オ）特別支援学校の教員の免許状にあつては、新教育領域の追加の定めを行った年月日（特別支援教育領域ごとに記入する。）</p> <p>（カ）その他授与権者において必要と認める事項</p> <p>二 免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。</p> <p>三 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。</p> <p>別記第四号様式から別記第六号様式までを削る。</p> <p>（教育職員免許法施行法施行規則の一部改正）</p> <p>第二条 教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別記第二号様式を次のように改める。</p> <p>別記第二号様式（第九条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">（教育職員）（専修）（一種）（二種） 免許状</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本籍地</td> <td style="text-align: center;">氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（旧姓）</td> <td style="text-align: center;">（旧姓）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（通称名）</td> <td style="text-align: center;">（通称名）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 生</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">授与権者 印</td> <td style="text-align: center;">授与権者 印</td> </tr> </table> | （教育職員）（専修）（一種）（二種） 免許状 | | 本籍地 | 氏名 | （旧姓） | （旧姓） | （通称名） | （通称名） | 年 月 日 生 | 年 月 日 生 | 授与権者 印 | 授与権者 印 |
| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十六条第一項の規定による教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）については、この省令の定めるところによる。</p> | <p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十六条の二第一項の規定による教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）については、この省令の定めるところによる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （教育職員）（専修）（一種）（二種） 免許状 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本籍地 | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （旧姓） | （旧姓） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （通称名） | （通称名） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 生 | 年 月 日 生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 授与権者 印 | 授与権者 印 | | | | | | | | | | | | | | | | |

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条から第十九条までを削る。

別記第一号様式から別記第四号様式までを削る。

（免許状更新講習規則等の廃止）

第五条 次に掲げる省令は廃止する。

一 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）

二 東日本大震災に伴う教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（平成二十三年文部科学省令第二十六号）

三 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（令和二年文部科学省令第二十五号）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（免許状更新講習の評価及び当該評価に関する報告についての経過措置）

第二条 この省令の施行前に行われた免許状更新講習に係る第五条の規定による廃止前の免許状更新講習規則第七条第二項に規定する運営状況、効果等についての評価及び同条第三項に規定する当該評価結果の文部科学大臣への報告については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の別記第一号様式及び第二条の規定による改正前の別記第二号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第九十六号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第四項（同法第十条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十一日 厚生労働大臣 後藤 茂之

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。